○内閣府令第二十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二の二及び第五十九条の二の四第三号の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四十九条の三　法第五十九条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～六　略］ 七　法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設（前条各号に掲げるものを除く。第四十九条の五第二項第七号及び第四十九条の七第十一号において同じ。）の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況 ［八～十　略］ 十一　施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令を受けたか否かの別（当該設置者が、法第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者であつた場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。第四十九条の五第二項第十三号及び第四十九条の七第十五号において同じ。） **第四十九条の五**　［①］法第五十九条の二の二の規定による公衆の閲覧は、独立行政法人福祉医療機構のウェブサイトへの掲載により行うものとする。 ［②］　法第五十九条の二の二第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～十三　略］ **第四十九条の六**　法第五十九条の二の四第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　［略］ 二　施設の管理者の氏名 ［三～六　略］	**第四十九条の三**　法第五十九条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～六　同上］ 七　法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設（前条各号に掲げるものを除く。第四十九条の五第七号及び第四十九条の七第十一号において同じ。）の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況 ［八～十　同上］ 十一　施設の設置者について、過去に法第五十九条第五項の命令を受けたか否かの別（当該設置者が、法第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者であった場合の当該命令に限る。当該命令を受けたことがある場合には、その内容を含む。第四十九条の五第十三号及び第四十九条の七第十五号において同じ。） **第四十九条の五**　［項を加える。］ ［①］　法第五十九条の二の二第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～十三　同上］ **第四十九条の六**　法第五十九条の二の四第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　［同上］ 二　施設の管理者の氏名及び住所 ［三～六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。